

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 4 年 6 月 13 日

住 所 愛媛県松山市南吉田町2731番地

事 業 者 名 松山空港ビル株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 清水一郎
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次とおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社管理の松山空港ターミナルビルは、移動等円滑化基準に適合している。
コロナの影響で旅客数は減少しているが、終息後のインバウンドの回復等による旅客増を見込み高水準のバリアフリー化を目指す。
具体的には、国際線ビル拡張工事に際しロビー及びCIQエリア内のエレベーターをストレッチャーが入る2方向のエレベーターに改修する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

サービス介助士資格者を増員し、手伝いを必要とする高齢者、障害者等への対応を充実させる。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーターの更新	国際線ビル拡張工事に合わせ2023年度末までにロビー及びCIQエリア内のエレベーターをストレッチャーが入る2方向のエレベーターに改修する。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーターの更新	国際線ビル拡張工事に合わせ2023年度末までにロビー及びCIQエリア内のエレベーターをストレッチャーが入る2方向のエレベーターに改修する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士資格の取得	サービス介助士資格を持っている者の増員を計画していたが、コロナの影響で実技教習が延期となっている、実技教習が再開されれば、参加させ有資格者を増員し高齢者、障害者等への対応力を向上させる。 (2022年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
筆談による情報提供	聴覚障害をお持ちの方に対し、筆談ボードを総合案内所に設置して対応しているが、ラウンジ等にも設置し、筆談による情報提供を強化する。 (2022年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	総合案内所係員をグループ会社の伊予鉄高島屋の接遇研修に参加させ、プロの接遇技術を習得させ、高齢者、障害者等への配慮を学習する。(2022年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの活用	ホームページでの館内レイアウトおよびバリアフリー関連施設等の公開

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

「お客様の声」の投入箱を設置しており、ユニバーサルデザインに関する要望など、頂戴した意見に対して順次改善していく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
なし		

V 計画書の公表方法

ホームページの会社案内の中で「バリアフリーへの取組」として掲載している。

VI その他計画に関する事項

注 1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。